
信託に関する 2007 年 2 月 19 日の法律（フランス）

クリスティアン・ラルメ（パリ第 2 大学教授）

野澤 正充・訳

- I ローマ法の信託（fiducie）とトラスト（trust）の異同
 - 1 信託の意義
 - 2 信託とトラストの区別
 - II トラストに基づく信託制度の創設
 - 1 大陸法系のシステムの比較
 - 2 フランス——2007 年 2 月 19 日の法律以前
 - 3 2007 年 2 月 19 日の法律の制定
 - III フランス法の比較法的検討
 - コロンビア・ルクセンブルクとの比較
 - 1 信託の意義の比較
 - 2 コモンローとの違い
 - 3 フランス法における適用領域の制限
 - 4 担保目的の信託——信託担保の可否
 - IV 信託財産と受託者の固有財産との区別
 - 1 意 義
 - 2 信託財産の管理によって生じた債権
- 【参考】** フランス民法典における信託の規定（仮訳）

I ローマ法の信託（fiducie）とトラスト（trust）の異同

1 信託の意義

(1) 信託は、ローマ法においてすでに存在し、ローマ法では、管理の手段としての信託（友人との信託 = fiducia cum amico）と、担保の手段としての信託

(債権者との信託 = *fiducia cum creditore*) とが区別されていた。いずれにおいても、設定者、すなわち委託者は、単数または複数の財産の所有権を受託者に移転し、受託者は、自らの利益のために (*fiducia cum creditore*)、あるいは、受益者や委託者自身の利益のために (*fiducia cum amico*)、それらの財産を保管する義務を負う。そして、いずれの場合にも、受託者は、受益者または委託者のために、財産の返還義務を負う。ただし、信託が担保の目的で用いられた場合には、信託は、受託者に財産の所有権が確定的に帰属することによって終了することとなる。この点は、流担保契約と同様の作用を営んでいた。

2 信託とトラストの区別

(2) トラスト (*trust*) の起源は、ローマ法の信託 (*fiducie*) に求めることができる。なぜなら、トラストでは、ローマ法の信託におけると同様に、委託者が単数または複数の財産の所有権を受託者に移転し、受託者は、その財産を管理し、かつ、委託者または受益者に返還する義務を負うからである。しかし、トラストは、さまざまな点において、信託と区別される。

(3) 第1に、トラストは、担保としては用いられない。ただし、現代の法律では、受託者に対して、他の者の利益のために、単数または複数の担保を保持することを認めている。しかし、それは、担保の保持 (*portage*) のための手段であって、受託者のために担保権を設定するものではない。トラストは、財産管理の手段であり、債務の弁済を担保するものではない。というのも、受託者は、トラストの受益者となることはできないからである。そして、財産管理の手段であることと、担保権の設定とは、両立するものではない。そのことは、次の点からも明らかである。すなわち、トラストは、受託者の固有財産以外の財産の利益のために、管理の手段となる。これに対して、ローマ法の信託においては、受託者が受益者となることが可能であり、それは、信託が担保として所有権の移転を行う場合に生じうるものである。

(4) 第2に、ローマ法の信託と異なり、トラストでは、委託者が自分を受託者とすることもできる。これに対して、ローマ法の信託の委託者は、受託者となることはできない。なぜなら、信託は、常に、委託者による他の者への所有

権の移転を前提とするからである。委託者が受託者になりうるのは、トラストにおける財産が、受託者の個人的な資産（固有財産）とは区別された自律的な財産となることによるものである。そして、受託者の固有財産とトラストの対象となる財産とが混同することはないため、受益者の利益のために、委託者が受託者となることを否定する理由がないのである。これに対して、ローマ法に由来する信託においては、受託者の固有財産と信託の対象となる財産との間にいかなる区別も存在しない。すなわち、信託の対象となる財産は、受託者の固有財産に組み入れられるのである。それゆえ、委託者は、同時に受託者となることができないと解されている。

(5) 第3に、2つの財産の分別がないということが、信託をトラストから区別する最も大きな理由である。すなわち、ローマ法の信託では、その対象となる財産が委託者の固有財産から逸出して受託者の固有財産に組み込まれるのは、契約によることになる。受託者は、その固有財産に組み入れられ、その結果、他の受託者の財産と混同した財産を取得する。それゆえ、信託財産は、受託者の債権者のための一般担保権の対象となり、また、受託者が死亡したときは、その相続財産の一部となる。確かに、受託者は、委託者ないし受益者に対して、財産を返還する義務を負っている。しかし、その財産が受託者の債権者に差し押さえられた場合には、返還することはできなくなる。ただし、そのことは、委託者や受益者によってあらかじめ承諾されたリスクであり、受託者が委託者の信頼を裏切りその義務を果たさない場合や、受託者が負っている財産の保持義務を履行しない場合も同様である。

ローマ法の信託とは異なり、トラストの本質的な特性は、信託財産が、受託者の固有財産に組み込まれない点に存する。確かに、受託者は、委託者または受益者の利益のために、受託者に譲渡された財産の所有権者となる。しかし、信託財産は、受託者の固有財産の一部とはならず、分別されたままである。受託者は、他人の利益のために所有者となるのであり、自己の固有の利益のためにはない。実際に、このような状況は、目的財産の設定によって生じる状況と近似する。トラストを理解する鍵は、次のような区別を説明することにある。

すなわち、法律上の所有権 (legal ownership) と受益 (の所有) 権 (beneficial ownership) との区別である。そして、受託者は、信託財産について法的な所有権を取得するのに対して、受益権は、受益者に帰属することとなる。

ところで、委託者は、受益者の利益のために、自らを受託者とすることができる。しかし、この場合には、受託者が法的な所有権を有しているとしても、信託財産とそれ以外の財産とが混同するということにはならない。目的財産の概念が、とりわけ、委託者が同時に受託者でもあるときに、まさにトラストのメカニズムを理解することを可能にするのである。すなわち、この場合には、信託財産はもはや、委託者の一般財産の一部ではない。

これに対して、受益者が同時に受託者になることはできないのは、受益者は、さらにその所有権を他人の利益のために行使するということがありえないからである。受益者が受託者になるということは、その固有財産の中に、法的な所有権と受益権とを共に有することになるのである。

(6) ローマ法の信託とトラストが所有権を譲渡する点では共通し、かつ、トラストがその起源をローマ法の信託に有するとしても、両者の法的構成は全く異なる。すなわち、イギリス法において、目的財産として考えられるものに対応する概念が、ローマ法の信託に関しては、全く存在しない。というのも、ローマ法では、信託財産が、受託者の固有財産から分別されないからである。

信託が担保権の設定のために用いられる場合にも、目的財産の概念の不存在は、妨げとはならない。同様の考え方を、所有権留保に見出すことができよう。所有権が担保として留保されている場合と所有権が担保目的で譲渡された場合におけるメカニズムは、近似しているというよりは、むしろ同じである。被担保債権が弁済されなければ、担保権者、すなわち、留保所有権者と受託者は、所有権留保の対象となる財産と受託された財産とを最終的に取得することになる。もっとも、その財産は、すでに受託者の固有財産に含まれるため、受託者の債権者は、その財産を差し押さえることができる。このことは、担保として所有権を移転しているので、論理的に当然であるが、管理目的で財産の所有権を移転する場合には、その要請に全く応えることができない。トラストは、担

保の手段ではなく、本質的には管理のための手段なので、信託財産を受託者の固有財産から分別することが不可欠なのである。さらに、受託者がトラストの受益者となることはできないのも、同じ理由に基づく。

II トラストに基づく信託制度の創設

I 大陸法系のシステムの比較

(7) 単純にローマ法の信託を認めてきたいいくつかの大陸法の法システムは、20 世紀には、トラストにかなり近接する信託制度を創設するために、トラストにその着想を得た。それゆえ、ローマの信託とは異なる制度が創設された。このような新しいタイプの信託は、日本を含むアジアや、レバノンのような中東、そしてラテンアメリカの国々にその例を見出すことができ、その多くの国では、信託を認めるに際して、トラストから着想を得ている。また、北米のケベックや、ルクセンブルク、イタリア、リヒテンシュタインなどのヨーロッパの国では、信託は、信託的継伝処分 (fidéicommiss) と呼ばれている。これらは、多少なりとも立法に際して、トラストへの同一化が図られたものであることは明らかである。

それ以外の国では、トラストに想を得た信託制度が立法化されなかった。もっとも、立法化されないことは、判例が、委任契約を拡張して用いて、トラストとそう大きく異ならない大胆な解決を導入することを妨げるものではなかった。とりわけ、ドイツとスイスでは、このような解決が採られていた。

2 フランス——2007 年 2 月 19 日の法律以前

(8) フランスでは、2007 年 2 月 19 日の法律が制定されるまで、信託に関する一般的な適用条文が存在しなかった。判例は、トラストに近い信託を認めるという大胆さがないのみならず、ローマ法に由来する信託がフランス法に存在するということを認めることさえしなかった。破毀院商事部は、2006 年 12 月 19 日の判決によって、その極端に冷淡な態度を示し、担保としての債権譲渡に関しても信託的構成を否定した。もちろん、担保として金銭の所有権のみを移転する質権 (gage-espèces) は、破毀院によって承認されていた。また、立

法者は、特別な場合には、債権の信託的譲渡を認めていた。すなわち、ダイイ法による債権譲渡である。しかし、これらは、信託のうちのわずかな部分を認めたにすぎない。さらに、ローマ法の信託のみが問題となるのであって、トラストによる信託は問題とされていない。トラストタイプの信託は、フランス法と同じ法系に属する多くの法システムにおけるのと異なり、フランス法では、全く評価されてこなかった。

ところが、1990年代初頭に、信託法の草案が存在した。この草案は、第2草案を作成するために修正された。しかし、この草案は、税制上の不当な危惧によって死文化したままであり、政府もそれをあえて推進しようとはしなかった。政府は、法律の草案を国会の審議に付託すべきであったが、そうしなかった。この草案は、フランス法に、トラストから想を得た信託を創設することを目的としていた。そして実際には、その草案を手直しするという漠然とした考えしかなかった。というのも、結局は、フランス人は、常にトラストを警戒するからである。フランス人にとっては、トラストは、とりわけ税制に関しては、不正行為の道具となりうるものであり、フランスでは、常にそのようなものとして考えられてきた。いくらかのまれな例外を除いて、大多数のフランスの法律家は、他の国で明らかにされたものを、フランスに定着させることを時に思いとどまらせる狂信的な排外主義を別としても、トラストを認めることによる利益がどのようなものであるかを、全く理解しなかった。

3 2007年2月19日の法律の制定

(9) 2007年2月19日の法律は、フランス法の欠缺を埋めるものとなった。この点に関しては、立法者が、他の国々の民事システムにならって、フランスの法律においても、トラストを認める利益を理解したことを評価することができる。

2007年の法律は、政府案ではなく、国会のイニシアティヴ、すなわち、フィリップ・マリニ(Philippe Marini)元老院議員のイニシアティブに基づくものである。残念なことに、マリニ議員の法案は、上程されたものでは可決されず、政府によって修正案が提示され、その修正案が、2つの議院、すなわち、

まず元老院、そして国民議会によって採択された。当初の草案の変更は、この制度がなお実用的なものであるか否かを真剣に問うほどに、トラストタイプの信託を完全に変質させるものであった。この点において、他の国々のトラストタイプの信託との比較は、有益である。もっとも、これらの国々の民事システムにおけるあらゆる信託制度のカタログを作成することは、重要ではない。ここでは、特に、コモンローとは異なるシステムにおける信託トラストの特徴的な点を示す 2 つの例を指摘する。すなわち、コロンビアとルクセンブルクの例である。

Ⅲ フランス法の比較法的検討 ——コロンビア・ルクセンブルクとの比較

1 信託の意義の比較

(10) 1971 年のコロンビア商法典第 1226 条によれば、「商事信託は、委託者がその指示した単数又は複数の財産を受託者に譲渡し、受託者が、委託者によって定められた目的に従って、委託者又は第三者である受益者のために、その財産を管理し又は処分するものである」とされる。この規定は、さらに次の 2 点を加えている。すなわち、第 1 に、委託者は受益者となることができ、第 2 に、信用機関と許可された他の一定の会社のみが受託者の資格を有するとした。

2003 年 7 月 27 日のルクセンブルク法の第 4 条は、信託トラストを制定した 1983 年 7 月 19 日の大公令に代わるものであるが、同様に受託者となることができるのは、信用機関と規定に列挙された一定の会社ないし機関に限るとしている。そして、第 5 条による信託の定義は次のようである。すなわち、「信託契約とは、委託者と受託者との間で、受託者が、当事者の定めた債務関係に従い、その固有財産を構成する財産の所有者となることを定めた契約である」。

上記の 2 つは、同じ考え方で規定されている。すなわち、コロンビアの法典では、委託者による受託者への所有権の移転が明記されている。他方、ルクセンブルク法は、受託者が信託の目的となった財産の所有者であると解している。しかも、この 2 つの法律では、受託者の債務関係は明確であり、かつ、信用機

関およびそれと同等の機関のみが受託者となることができる、という点も共通している。

2007年2月19日のフランス法における信託の定義は、基本的にはこれらとかけ離れたものではない。というのも、民法典第2011条は、次のように規定するからである。すなわち、「信託とは、1人又は複数の委託者が、現在又は将来の財産、権利ないし担保権を、1人又は複数の受託者に移転し、受託者は、それらを自己の固有財産と分別して保有し、定められた目的の範囲内で、1人又は複数の受益者のために管理する取引である」。この規定では、所有権の移転という概念が用いられている。ただし、その用語は、広義で捉えられている。というのも、必然的に、民法典第544条の物権としての所有権の移転が問題となるわけではないからである。また、ルクセンブルク法における受託者の固有財産の概念も規定されている。しかし、このことは、固有財産の概念がコロンビア法にはないということではない。なぜなら、コロンビアの商事法典第1227条・1233条および1234条2項も、固有財産の概念を規定しているからである。

(11) 以上の3つの立法例における信託の定義は、同じく受託者への所有権の移転を前提とし、受託者が信託財産の保有者となるトラストの定義と一致する。ただし、委託者が、受益者の利益のために、同時に受託者でもある場合には、所有権の移転はなく、むしろ目的財産の設定と同じように考えられる。これら3つの法律では、委託者が同時に受託者となることができるか否かは明らかではなく、むしろ、委託者が受託者となることは、信託の定義に明記されている権利の移転という概念に合致しないため、否定に解されよう。ケベック民法典の規定(第160条以下)も同様である。

2 コモンローとの違い

コモンローとフランス法とその他の著しい相違点は、これらの3つの法律においては、受託者の資格が信用機関か列挙された一定の他の機関に限られていることである。これに対して、トラストの受託者(trustee)は、このような機関に限られることはなく、自然人であることもありうる。とりわけ、慈善信託

(charitable trust) の設定は、自然人によるものも認められ、法人だけによるものではない。この点は、受託者が信用機関ないしそれと同等のものでなければならぬとするコロンビアとルクセンブルクにおいても、可能である。フランスでは、民法典第 2013 条が、信託は、恵与の意図では行うことができない旨を規定する。このような恵与信託 (fiducie-libéralité) は、相続法上の公序には反するものではないから、これを禁止するのは、民事秩序と税制上の不信に基づくものである。もっとも、フランス法には、別のメカニズムである寄付行為によって設立される財団 (fondation) が存在する。しかし、財団は、かなり面倒であり、許可と監督に服さなければならない。このようなブレーキを作出しているのは、純粹に個人的な愛他主義者のイニシアティヴに基づく進展に対する、フランス法のためらいである。

3 フランス法における適用領域の制限

(12) これまでの検討から、民事システムにおける信託トラストの適用領域が、コモンローの国々におけるトラストの領域より小さいのみならず、特にフランス法では、その領域が制限的であると考えられる。そのことは、すでに述べたこと以外にも、当初の法律案には存在せず、非常に異論の多い民法典第 2014 条からも明らかである。同条によれば、会社への課税に服する法人のみが委託者となることができるとされている。この規定は、とりわけ税制上の観点から、信託に対する敵意を表明するものである。実際に、立法者は、制限的でありかつ複雑な投資信託 (fiducie-investissement) を認める意図であった。そして、投資者は、会社への課税に服する会社に行かなければならず、この会社は、自らが信用機関ないしそれに相当する機関に移転されるであろう信託財産を設定する。偽装の不安を避けるために、何と複雑なことをするのであろうか。他の国では存在しない非常識な規定をどのように評価したらよいのであろうか？

4 担保目的の信託——信託担保の可否

2007 年 2 月 19 日の法律によって規定された信託の制度からは、条文が対象としている信託が管理信託のみであることがうかがわれる。新しい法律は、財産が担保目的で受託者に移転する信託担保 (fiducie sûreté = 譲渡担保) を明記

していない。もともと、民法典第2016条は、受託者が信託の受益者となりうることを規定し、このことは信託担保の要請に合致する。しかし、一方では、なぜこのような担保権が、信用機関ないしそれに相当する機関に対してのみ利益を与えるのかが理解できない。他方、会社への課税に服する法人のみがこのような担保権を設定することができるのが、どのような理由に基づくものであるのかもわからない。信託担保は重要であるが、これらの要請は、全くのナンセンスである。結局、民法典第2011条以下は、信託担保とは無関係であるといえよう。コロンビア法も、この点は同様である。そして、この点では、フランスとコロンビアの信託は近接している。これに対して、ルクセンブルク法は、その本質とは両立しがたいが、信託が担保目的で利用されうることを認めている(第8条)。

(13) 2007年2月19日の法律は、民法典に新しい第2328条の1という規定を創設した。同条は、「すべての物的担保は、被担保債務の債権者のために、その債権者が債務の記載された証書において指定した者によって、登録、管理及び実行されうる」と規定する。しかし、この規定は、厳密には、担保目的での信託の設定とは何の関係もない。単に、共同債権者となる複数の者の利益のために、担保権を管理する旨の信託の設定に関する規定である。実際に、この規定のメリットは、銀行シンジケートの枠組みの中で、複数の貸主のために、担保権の設定とそれを維持することに存する。つまり、イギリス法におけるセキュリティ・トラストに相当するものである。

2007年の法律が、実務的には信託担保に関しては何ら規定していないとしても、そのことは、信託担保を認めることができない、ということの意味するものではない。なぜなら、担保目的の信託を規定しない2007年2月19日の法律によって規定される信託のほかにも、伝統的なタイプの信託担保を考えることができるからである。すなわち、複数の法システムにおいて認められているような、担保目的での真の所有権の移転である。ここでは、単に、ローマ法の信託が問題となり、たとえば、ダイイ法による債権譲渡に関しては、これが認められている。さらに、このような信託が最大のメリットを発揮するのは、債

権に関してであるとはいえ、その適用範囲を債権に限定する理由は全くない。

2006 年 12 月 19 日の破毀院商事部判決は、担保としての普通法上の債権譲渡に関するものであるが、それを誤って債権質と性質決定した、残念かつ不当な判決であった。最上級審が、このような債権譲渡をそのポジションに見直すことを期待しなければならない。そのことは、2007 年の法律が信託担保と無関係であるだけに、待ち望まれる。さらに、担保目的的信託が問題となる場合には、トラストタイプの信託よりもローマ法の信託の方がはるかに適切である。なぜなら、ローマ法の信託では、担保の受益者が、担保目的で彼に所有権の移転した財産について、真の所有者として全ての権利を有することを認めるうえで、いかなる不都合も存在しないからである。これに対して、そのような解決は、トラストから想を得たシステムが選好する管理信託とは、あまり適合しない。

IV 信託財産と受託者の固有財産との区別

1 意義

(14) トラストから想を得た信託に特徴的な点は、目的となる財産がたとえ受託者に帰属したとしても、受託者の固有財産とは混同しないことである。このことは、コロンビア商事法典（第 1233 条・1234 条 2 項）およびルクセンブルク法（第 6 条）におけると同様に、フランス法でも、民法典第 2011 条に規定されている。ケベック民法典は、同様に、目的財産の設定を認めている。しかし、目的財産は、所有者がなく、かつ、受託者によって管理されるものである（第 1261 条）。

固有財産の分別という結果は、信託に本質的なものであり、このことが、信託に、トラストが有している効用を認めるのである。すなわち、受託者個人の債権者は信託財産に対して、いかなる一般担保権をも有しない（フランス民法典第 2024 条は、受託者に対する倒産手続の開始決定に関して規定する。コロンビア商事法典第 1227 条、ルクセンブルク法第 6 条も同旨）。また、固有財産の分別は、受託者が、第三者との関係において、信託財産について最も広範な権限を有す

ることの妨げとなるものではない。ただし、第三者が受託者の権限を知っていたときは、この限りでない（フランス民法典第2023条、ルクセンブルク法第7条3項参照）。

2 信託財産の管理によって生じた債権

(15) これに対して、信託財産の管理によって生じた債権の債権者は、受託者と委託者の固有財産を除いた財産に対してのみ、追及することができる。この解決は、トラストに固有のものであり、トラストから想を得た管理信託に特有のものである。ルクセンブルク法第6条1項は、次のように規定して、これを認めている。すなわち、「信託財産を構成する財産は、その信託財産に関して生じた権利の債権者によってのみ、差し押さえることができる」。このことは、受託者が、その固有財産から分別された財産を有していることを前提とする（同2項参照）。同様の解決は、コロンビア商事法典第1227条によっても認められている。同条は、次のように規定する。すなわち、「信託の目的となる財産は、信託に与えられた目的の履行の結果生じた債務のみを担保する」。この考え方は、ケベック民法典第1261条に明示的に規定された目的財産の概念についての、核心的な部分でもある。すなわち、同条は、「信託財産が、委託者、受託者又は受益者の固有財産とは区別された自律的な目的財産を構成する」と規定する。

(16) フランス法も、民法典第2025条1項において、同様の考えを採用している。同条によれば、「信託財産は、当該信託財産の維持又は管理によって生じた債権を有する者によってしか差し押さえられない」とされる。受託者個人の債権者や委託者の債権者が、信託財産に対して、いかなる一般担保権をも有していないことは明らかである。しかしながら、委託者の固有財産の中に存する物的担保権の付された財産について、追及権を有していた債権者の権利を害しないように、このような債権者は、その財産がたとえ信託財産に含まれることになったとしても、その財産に対する追及権を行使することができるとした（第2025条1項）。

固有財産の分別は、本質的な帰結であって、信託財産は、その財産の管理に

関して生じた債権の債権者によってのみ追及されうる。それゆえ、これらの債権者が、委託者または受託者の固有財産に対して追及できるということはない。これを認めることは、大陸法のシステムにおける信託の本質を構成する目的財産の概念に反することとなる。

しかし、この点は、残念なことに、フランス法の解決と異なっている。というのも、民法典第 2025 条 2 項は、次のように規定するからである。すなわち、「信託財産が十分ではない場合には、委託者の固有財産が債権者の一般担保となる」とする。ここにいう「債権者」は、信託財産に対して追及権を有していた債権者であり、第 2025 条 1 項の適用のある者である。目的財産および信託トラストは、定められた目的のためにその財産を充てるという点にメリットがあり、換言すれば、これらの財産は、その目的の追及のために生じた債務のみみえなければならぬものであるが、（フランス法の解決は）それに反するものである。

この条文は、「信託契約において、信託財産に関して生じた債権の全部又は一部を受託者の負担とする旨の反対の特約」を認めるため、実際にはありえないものを認めることとなる。すなわち、受託者は、信託財産が十分でないとしても、その債務を負担することに同意しないのは明らかである。これは、信託トラストの概念に反するものである。もしそうであれば、信託トラストが認めようとしている投資には対応できない、ローマ法の信託に戻る方がよい。

さらに、非常に軽率なことではあるが、立法者は、民法典第 2025 条 3 項に、次のように規定した。すなわち、「信託契約によって、信託から生じた債務の引当てを、信託財産に限定することができる。ただし、この条項は、これを明示的に承諾した債権者に対してしか対抗できない」。信託財産が不十分なときに、どうして、債権者が、法律に規定されたような、一般担保権の制限に同意することができるであろうか？それは、天使のような考え方である。

(17) これまで検討した第 2025 条の帰結は、法案のオリジナルヴァージョンには存在しないものであった。それを変更した者は、トラストタイプの信託のメリット、概念およびメカニズムを、明らかに全く理解していなかった。彼ら

は、フランス法において、長い間望まれた変革を、生まれる前にダメにしてしまった。2007年2月19日の法律が有している効用がどのようなものかを、問うことができよう。

【参考】 フランス民法典における信託の規定（仮訳）

第14章 信 託

第2011条 信託とは、1人又は複数の委託者が、現在又は将来の財産、権利ないし担保権を、1人又は複数の受託者に移転し、受託者は、それらを自己の固有財産と分別して保有し、定められた目的の範囲内で、1人又は複数の受益者のために管理する取引である。

第2012条 信託は、法律又は契約によって設定される。信託は、明示的になされなければならない。

第2013条 信託契約は、受益者のために恵与の意図で行われた場合には、無効である。この無効は、公の秩序に関する（絶対無効）である。

第2014条 委託者となることができるのは、当然に又は選択によって会社への課税に服する法人のみである。信託における委託者の権利は、無償であるか有償であるかを問わず、会社への課税に服する法人以外の者に対して、譲渡されることはない。

第2015条 受託者となることができるのは、金融財政法典L.511-1条に規定された信用機関、同法典L.518-1条に列挙された公的機関、同法典L.531-4条に規定された投資会社及び保険法典L.310-1条に規定された保険会社のみである。

第2016条 委託者又は受託者は、信託の受益者又は受益者の1人となることができる。

第2017条 信託契約に反対の特約がない限り、委託者は、いつでも、（信託）契約の履行の範囲内において利益を保全することを任務とし、かつ、法律が委託者に対して付与するのと同じの権限を有する第三者を指定することができる。

第2018条 信託契約は、以下のことを定めなければならない、これを欠くと無効である。

1 移転される財産、権利及び担保。これらが将来の物である場合には、特定の可能な物でなければならない。

- 2 移転の期間。この期間は、契約締結の時から 33 年を超えることはできない。
- 3 1 人又は複数の委託者の氏名
- 4 1 人又は複数の受託者の氏名
- 5 1 人又は複数の受益者の氏名。受益者の指定がない場合には、受益者を指定するための規則。
- 6 1 人又は複数の受託者の義務ならびにその管理及び処分権限の範囲。

第 2019 条 信託及び信託に相当する契約は、受託者の所在地における課税の日、又は受託者がフランスに住所を有していない場合には、非居住者としての課税の日から 1 月以内に登録されなければ無効である。

- ② 信託契約が不動産又は不動産に関する物権を対象とする場合には、一般租税法典の第 647 条及び第 657 条に規定されている要件に従った公示がなされなければ、（信託契約は）無効となる。
- ③ 信託契約から生じる権利の移転と、受益者が信託契約で指定されていない場合におけるその事後的な指定は、同一の要件に従って登録された証書によってなされなければ、無効である。

第 2020 条 信託の国による登録は、コンセイユ・デタのデクレによって定められた方法に従ってなされなければならない。

第 2021 条 受託者が信託に関して行為をする場合には、受託者は、その旨を明示的に示さなければならない。

- ② 権利の譲渡が公示に服する財産又は権利を信託財産が含んでいる場合には、その公示は、職権によって、受託者の名を記載しなければならない。

第 2022 条 信託契約は、受託者が委託者にその任務を報告するための要件を規定する。受託者は、契約によって定められた期間ごとに、受益者及び第 2017 条の適用によって指定された第三者に対し、その要求に応じて任務の報告をしなければならない。

第 2023 条 第三者との関係において、受託者は、信託財産について最も広い権限を有するものとみなされる。ただし、第三者が、受託者の権限に対する制限を知っていたことが証明された場合は、この限りでない。

第 2024 条 受託者のために、更正、司法再生及び司法清算手続が開始されても、信託財産は影響を受けない。

第 2025 条 信託財産は、その財産の保存又は管理によって生じた債権を有する者

によってしか差し押さえられない。ただし、信託契約の前に公示された担保に認められる追及権を有している、委託者の債権者の権利を害することなく、かつ、委託者の債権者の権利に対する詐害 (fraude) の場合はこの限りでない。

- ② 信託財産が十分ではない場合には、委託者の固有財産が債権者の一般担保となる。ただし、信託契約において、負債の全部又は一部を受託者に負わせる旨の反対の特約がある場合は、この限りでない。
- ③ 信託契約によって、信託から生じた債務の引当てを、信託財産に限定することができる。ただし、この条項は、これを明示的に承諾した債権者に対してしか対抗できない。

第 2026 条 受託者は、その任務の遂行に際して犯したフォートについては、その固有財産によって責任を負う。

第 2027 条 受託者がその義務に違反し、又は受託者に委ねられた利益を害した場合には、委託者、受益者又は第 2017 条の適用により指定された第三者は、仮の受託者の選定又は受託者の変更を裁判所に求めることができる。この要求を認める裁判所の判決は、当然に受託者の解任を生ぜしめる。

第 2028 条 信託契約は、受益者によって承諾されるまでは、委託者によって撤回されうる。

- ② 受益者が承諾をした後は、(信託)契約は、受益者の同意又は裁判所の判決によらなければ、撤回又は変更されえない。

第 2029 条 信託契約は、期限の到来、期限到来前にその追求していた目的の達成、又は委託者による法人課税の選択の撤回によって終了する。

- ② 信託契約は、全ての受益者が信託を放棄した場合において、(信託)契約がその旨を規定しているか、又は規定していなくても、(信託)契約が存続するための要件が規定されていないときは、裁判所の判決によって当然に終了する。受託者が司法清算もしくは解散の対象となり、又は譲渡ないし吸収によって消滅する場合も同様である。

第 2030 条 受益者がいなくなったことにより信託契約が終了する場合には、信託財産を構成する財産、権利及び担保は、当然に委託者に復帰する。

第 2031 条 委託者が解散した場合において、承継人が会社への課税に服する法人でないときは、信託財産は、信託契約が終了する日より前には、職権によって、その承継人に帰属させることはできない。この場合には、信託に関する承継人の

権利は、無償で生前に移転することも、有償で譲渡することも認められない。

第 2328 条の 1 すべての物的担保は、被担保債務の債権者のために、その債権者が債務の記載された証書において指定した者によって、登録、管理及び実行される。

【付記】 本稿は、2008 年 2 月 4 日に、セントポールズ会館 2 階芙蓉の間において行われた、第 6 回立教大学フランス民法講演会（法学法務研究科主催）の講演原稿を翻訳したものである。この講演内容のうち、コロンビア等との比較法的な検討部分を除いたものが、会報信託 235 号に「フランス信託法の制定」として掲載されている。